

1 新しい事業全体について



Q1-1 丹波市福祉バス事業はどうなりますか？

A これまでの市所有バスによる福祉バス事業は、平成 26 年度末で終了し、平成 27 年度からは、社会福祉団体や老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンの運営団体等が民間のバスを借りた費用の一部を補助する新制度「福祉団体等バス借上補助事業」を実施します。

この補助金の考え方は、「約 25 人で中型バス」を借上げ、市内で利用された場合を想定し、参加者 1 人おおむね 500 円程度の負担で利用できるようバス借上料の残額を補助する」というもので、バス借上料を一旦、全額支払い後に必要書類を添えて実績を報告してもらい、審査の結果、適正と認められたものに補助金を交付します。

Q1-2 どのような団体が対象ですか？

A 市内の社会福祉団体、市老人クラブ連合会、各地区単位老人クラブ、ボランティア団体、ふれあい・いきいきサロン運営団体その他地域福祉活動の推進に寄与するものとして市長が認める団体で、バス借上料に他の補助金などが交付されていない団体です。

Q1-3 これまで福祉バスを利用できた団体がすべて利用できるのですか？

A 補助対象となる団体は、Q1-2 に記載のある団体で、これまで利用された団体のすべてが利用できるわけではありませんので、ご注意ください。

Q1-4 補助金額はどのくらいになりますか？

A バス借上げ料の $\frac{4}{5}$ と上限額を比較し、少ない方の金額が補助金額となります。上限額は 5 万円です。

例①：48,000 円でバスを借上げた場合

$$48,000 \text{ 円} \times \frac{4}{5} = 38,400 \text{ 円} < 50,000 \text{ 円}$$

38,000 円が補助金となります。※千円未満は切り捨てとなります。

例 2：80,000 円でバスを借上げた場合

$$80,000 \text{ 円} \times \frac{4}{5} = 64,000 \text{ 円} > 50,000 \text{ 円}$$

50,000 円が補助金となります。

なお、福祉団体等が行政機関(県や市)が主催する大会等へ参加する場合はバス借上料の全額を補助します。

Q1-5 どのような事業に使用できますか？

- A
- 社会福祉団体が研修や視察、交流などの事業を行ったり参加したりする場合
 - 老人クラブが視察や研修・健康増進を目的とする事業
 - ボランティア団体の社会福祉に関するボランティア活動や研修
 - 普段外出する機会の少ない高齢者の介護予防・外出支援のための交流・社会参加のための事業(ふれあい・いきいきサロン運営事業)等

ただし、目的を逸脱した観光や遊興その他娯楽が主たる内容の場合は補助対象となりません。たとえば研修の名目で観光地や娯楽施設のみをめぐる慰安旅行のような場合は補助の対象外となります。後日、発覚したときは、補助金の返還が必要となります。

Q1-6 利用時間や距離に制限はありますか？

- A
- 利用時間、行き先の制限はありません。また土日の利用も可能です。宿泊での研修にも利用できます。
- ※ただし、出発と帰着は丹波市内となります。

Q1-7 参加者数が多いために1台で乗りきれない場合、2台でも利用できますか？

- A
- 補助は1台あたりの金額です。年度内に1団体2回まで補助事業を利用できますので、2台必要な場合は、2回とカウントすることにより利用できます。

Q1-8 複数の老人クラブやふれあいサロンが合同でバスを利用しても補助は受けられますか？

- A
- 補助は受けられます。代表とする老人クラブ又はふれあいサロンの代表者の方が手続きしてください。



Q1-9 領収書を提出すれば補助金をもらえますか？

- A
- 事前申請が必要ですので、領収書のみでは補助金は交付できません。

Q1-10 利用回数に制限はありますか？

- A
- 1団体につき、1年度2回までご利用いただけます。なお1団体が1つの事業で2台分の補助金を利用された場合は、2回としてカウントし、その年度内は以降の

補助金利用はできません。

ただし、福祉団体等が行政機関(県や市)が主催する大会等へ参加する場合の利用制限はありません。

Q1-11 補助金の対象となる経費は何ですか？

A バスの借上料のみが対象です。有料自動車道等の通行料、駐車場の使用料、ガイド料、運転手謝礼金、食事代、保険料、事務取扱手数料、キャンセル料、その他バスを利用される方が負担すべき経費(施設見学料、宿泊費等)は補助の対象外です。

Q1-12 利用人数に制限はありますか？

A バスの乗車人員が11人未満の事業は利用できません。



Q1-13 申請時には11人でしたが、利用当日は急なキャンセルがあり10人になってしまった場合、補助金はもらえますか？

A 申し訳ありませんが、補助対象が11人以上となっているため、11人に満たないと補助金は請求できません。

Q1-14 レンタカーは対象になりますか？

A レンタカーは対象となりません。民間のバス会社等で運転手付のバス借上費用のみが補助対象となります。

※観光バス会社等のバス(緑ナンバー)のみ対象です。旅館等で送迎を行うバス(白ナンバー)は対象となりません。

Q1-15 バスで事故があった時の補償はありますか？

A 万が一、交通事故等が発生した場合、市で責任を負うことはありませんので、別途、団体等で保険などに加入しておくことをお勧めします。

Q1-16 やむを得ない事業によりバスをキャンセルした場合、キャンセル料は請求できますか？

A 事業を実施したことに対する補助金であるため、キャンセル料の補助はできません。

2 事前手続き・申請について



Q2-1 申請書類はどこで配布していますか？

A 丹波市役所本庁第2庁舎社会福祉課窓口又は丹波市社会福祉協議会各支所でお渡ししています。

Q2-2 申請書はいつまでに提出すればいいですか？

A 6月～3月にバスを利用される場合は、利用月の2ヵ月前の月の1日から末日までに所定の申請場所に申請してください。

例：7月にバスを利用する場合…5月1日～5月31日が申請期間となります。

※4月～5月については、市役所社会福祉課へお問合わせください。

Q2-3 申請書の提出先はどこですか？

A 社会福祉団体、ボランティア団体、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン運営団体は丹波市社会福祉協議会各支所へ提出してください。

(これまでの「福祉バス」と同じです。)

なお、上記以外の団体は社会福祉課へご提出ください。

Q2-4 申請に必要な書類は何ですか？

A (1)丹波市福祉団体等バス借上補助金交付申請書 (様式第1号)
(2)事業計画書(行程表・収支予算書) (様式第2号)
(3)バス借上見積書
が必要です。

Q2-5 バス借上見積書はどのように記載してもらえばよいですか？

A 見積金額、運行日、バスの種類、バス会社又は旅行会社の名称、所在地、代表者名、法人印は必ず記載してもらってください。

また、金額はバス借上料とその他の費用(高速道路等の通行料、ガイド料、駐車場の使用料、運転手に係る食事代、宿泊料等)が別であることがはっきりと確認できるように記載してもらってください。

Q2-6 バス代金の支払いはどのようにすればいいですか？

A バス会社等とご相談して決めてください。

Q2-7 バス借上料について補助金が出ないと支払えません。どうすればいいですか？

A 団体で補助金額の立替えが難しいときは、バス会社等にバス料金の支払いの（補助金の受取方法）代理受領を了承してもらえた場合に、「委任状」をご提出いただくことによって、直接補助金をバス会社にお支払いします。

Q2-8 申請書を提出すれば、必ず補助金はもらえますか？

A 申請内容等を審査し、補助基準に合わない場合は、補助金のお支払いはできません。Q1-5 でもありますように、目的を逸脱した観光や遊興その他娯楽が主たる内容の場合は補助対象となりません。

3 変更に係る手続きについて

Q3-1 申請内容（金額や目的地など）に変更が生じた場合、手続きは必要ですか？

A やむを得ない理由により、計画の変更や、中止をする場合は変更申請が必要です。市役所社会福祉課に所定の用紙を提出してください。

〔必要な書類〕

- (1) 丹波市福祉団体等バス借上補助金変更(中止)承認申請書（様式第5号）
- (2) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (3) バス借上見積書 ※補助金交付決定額が変更となる場合のみ

4 事業実施後の手続きについて

Q4-1 補助金の請求はどのようにすればいいですか？



A 事業完了後、速やかに(30日以内)、市役所社会福祉課または丹波市社協各支所へ実績報告書及び補助金交付請求書を提出してください。
※3月に利用される場合には3月中に提出してください。

Q4-2 事業実績報告書及び補助金交付請求書を提出する時に必要な書類は何ですか？

- A (1) 丹波市福祉団体等バス借上補助金実績報告書 (様式第 8 号)
(2) 収支報告書 (様式第 9 号)
(3) バス利用者名簿 (様式第 10 号)
(4) バス借上料領収書(原本)
(5) バス借上補助金交付請求書(様式第 11 号)
(6) 委任状

※バス会社等へ直接補助金の支払を希望される場合のみ必要です。事前にバス会社等に補助金の代理受領の了承を得ていただく必要があります。

なお、バス会社等へ直接補助金の支払を希望される場合は、領収書の金額は実際にバス会社等へお支払いいただいた金額となります。

Q 4-3 バス借上料の領収書は原本を提出しなければいけないのですか？

- A 原則として原本を提出していただきます。原本が必要な場合は、原本とコピーの両方をお持ちください。確認後、原本をお返しします。

Q 4-4 補助金の振込口座は個人の名義でも振り込んでもらえますか？

- A 個人名義の口座への補助金の振込はできません。団体名義で口座をお持ちでない場合は委任払(市からバス会社への補助金支払)をご利用ください。

Q 4-5 補助金は口座にどのくらいで振り込まれますか？

- A 補助金請求書をご提出いただいてから、1 ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。

【その他】

- 申請書類等に記載のとおり事業が実施されていないことが判明した場合や、不正行為があった場合は、補助金を返還いただくほか、次年度以降の利用を制限させていただきます場合がありますので、ご注意ください。
- 「福祉団体等バス借上補助金」については、令和 4 年 3 月末日まで実施予定の事業となっており、継続(見直し) 又は廃止の検討を行います。

